明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を定める件（特定個人情報保護委五）　一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四六七）　三五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚四六八）　三三
○アークヒルズくリポートの施設変更許可申請があった件（国土交通一一四〇）　三六
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三九
公聴会
アークヒルズくリポートの施設変更に関する公聴会（東京航空局）　五七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五七
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構平成二十五事業年度財務諸表、西日本高速道路株式会社工事一部完了、厚生年金基金解散・清算人就任関係　九〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一二三
会社その他
会社決算公告　一二三
一二四

告示

○特定個人情報保護委員会告示第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四条及び第三十七条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十一日　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

目次

第１　はじめに
第２　用語の定義等
第３　総論
第３－１　目的
第３－２　本ガイドラインの適用対象等
第３－３　本ガイドラインの位置付け等
第３－４　番号法の特定個人情報に関する保護措置
第３－５　特定個人情報保護のための主体的な取組について
第３－６　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応
第３－７　個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い
第３－８　本ガイドラインの見直しについて
第４　各論
第４－１　特定個人情報の利用制限
第４－１－(1)　個人番号の利用制限
第４－１－(2)　特定個人情報ファイルの作成の制限
第４－２　特定個人情報の安全管理措置等
第４－２－(1)　委託の取扱い
第４－２－(2)　安全管理措置
第４－３　特定個人情報の提供制限等
第４－３－(1)　個人番号の提供の要求
第４－３－(2)　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限
第４－３－(3)　収集・保管制限
第４－３－(4)　本人確認
第４－４　第三者提供の停止に関する取扱い
第４－５　特定個人情報保護評価
第４－６　個人情報保護法の主な規定
第４－７　個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等
（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）

第１　はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。